

令和4年度 農業機械関係支援事業のご案内



① 農業機械共同利用促進支援事業【新】

農業者組織が農作業の効率化、低コスト化、農地の保全等に取り組むため、共同で利用する農業機械の導入を支援します。

対象者	3戸以上の農業者、集落営農
補助対象	<p>対象となる農業機械（50万円以上） トラクター・田植機・コンバイン・ロータリー・乾燥機・糞摺機・選別機・防除機等</p> <p>対象とならないもの トラック類・除雪機・貯蔵庫等、農作業以外に容易に供され、汎用性の高い機械等は対象外</p>
補助金額	3/10以内（上限500,000円/1組織）

② 担い手づくり支援事業【新】

地域の担い手として、経営規模を拡大し、地域農業を担う方の農業機械導入を支援します。

対象者	認定農業者、認定就農者、人・農地プラン農業者で、経営規模を拡大する方
補助対象	<p>対象となる農業機械（50万円以上） トラクター・田植機・コンバイン・ロータリー・乾燥機・糞摺機・選別機・防除機等</p> <p>対象とならないもの トラック類・除雪機・貯蔵庫等、農作業以外に容易に供され、汎用性の高い機械等は対象外</p>
補助金額	3/10以内（上限1,000,000円/1人）

【事業の申込みについて】

これらの事業を実施される方については、

**令和4年5月20日（金）までに、次の書類を産業振興課へ提出
ください。** ①見積書 ②カタログ